(3) 有害大気汚染物質モニタリング結果

低濃度ではあるが、長期暴露を受けることにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質の中で、健康リスクが高い物質について、2地点でモニタリングを実施した。

環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び ジクロロメタン)は、2地点とも環境基準値を達成した。

また、指針値が定められている4物質(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物)は、2地点とも環境基準値を下回った。

ア.調 査 地 点

表 2 - 生 - 11

調査	地点	所	在	地	地 域	分類
大	崎	大崎町字	柿ノ木	16	— 般	環 境
今	橋	今橋町1			沿	 道

表 2 - 生 - 12 平成15年度における環境基準設定物質の調査結果

≐⊞ 2	查 地 点	+44-	域 分 類	ベン	′ゼン(単	<u>位:μg/</u>	m³)	トリクロ	コロエチレン	(単位:µg	/ m³)
同司	11 地 从	שוי	以 刀 积	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	-	般 環 境	12	1.3	< 0.078	4.1	12	0.59	< 0.050	2.0
今	橋	沿	道	12	1.5	0.28	3.4	12	0.43	< 0.066	1.5
	環境	基	準	年平均値 3 μg/m³以下			以下	年平	均值 20	0 μ g / m³	以下

±⊞ 2	查地点	地域分类	テトラク	プロロエチレン	ン(単位:μg	g/m³)	ジクロ	ロメタン((単位: μ	g/m³)
间间	11 地 从	地地为天	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般環境	12	0.17	< 0.11	0.57	12	3.8	0.49	7.7
今	橋	沿道	12	0.14	< 0.11	0.64	12	4.6	1.2	12
	環境	基準	年平	^平 均值 20	0 μ g / m³	以下	年平	² 均值 15	0 μ g / m³	以下

表 2 - 生 - 13 平成15年度における指針値設定物質の調査結果

≐⊞ 2	查地 点	+#+ +=#:	/ 〉 米古	アクリロ	コニトリル	(単位: _L	ıg/m³)	塩化ビ	ニルモノマ・	─(単位:μ	g/m³)
	11 地 从	地点 地域分類			年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般	環 境	12	0.029	< 0.008	0.24	12	0.053	0.0046	0.31
今	橋	沿 道		12	0.016	< 0.012	0.053	12	0.047	0.0040	0.32
	指 釒 釒	十 値	<u> </u>	年平均値 2 µg/m³以下				年习	F均值 10	μg/m³l;	以下

= 2	查地点	+#+ +=	战分類	水銀及び	その化合物	刎 単位:	ng/m³)	ニッケ	ル化合物	(単位:n	g/m³)
	11 地 从	16 15	以刀 規	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	— 舣	设環 境	12	2.7	1.4	4.2	12	3.5	0.36	5.8
今	橋	沿	道	12	2.1	1.6	3.1	12	2.8	0.92	8.5
	指 釒 釒	† 1	值	年平均值 40ng/m³以下				年	平均値 2	5ng / m³l)	下

表2-生-14 環境基準及び指針値の定められていない有害大気汚染物質の調査結果

- 111	地点	地 域	/	クロロ	ホルム(単位:μç	g / m³)	12-ジ	クロロエタン	√ 単位:μថ	g / m³)
神 旦	地点	10 埃	刀料	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値
大	崎	一般	環 境	12	0.41	< 0.041	2.5	12	0.10	< 0.028	0.45
今	橋	沿	道	12	0.36	0.14	1.6	12	0.099	< 0.028	0.40

= 本	地点	+払 +武	分類	1,3-7	ブタジエン	(単位: þ	ıg/m³)
神旦	地点	地域	刀料	検体数	年平均值	最小値	最大値
大	崎	一般	環 境	12	0.20	0.036	0.72
今	橋	沿	道	12	0.23	0.056	1.0

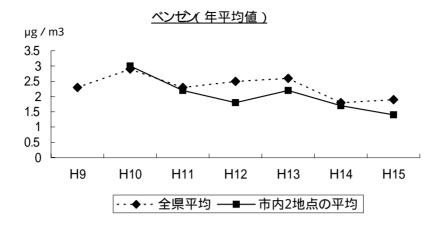
+ 本	地点	+#+ +=t	八米百	アセトフ	アルデヒド	(単位: _L	ıg/m³)	ホルムフ	アルデヒド	(単位: _L	ıg/m³)
調 査	地点	地塊	分 類	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般	環 境	12	2.0	0.52	4.5	12	2.5	1.3	4.6
今	橋	沿	道	12	2.0	0.57	4.4	12	2.6	1.5	4.7

- 1 本	+# -=	+# +=#:	/ 〉 米五	酸化エ	チレン (単位:μç	g / m³)	ベンゾ((a) ピレ:	ン(単位 : i	ng / m³)
神 旦	地点	地域	刀殺	検体数	年平均值	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般	環 境	12	0.069	0.0031	0.13	12	0.16	0.021	0.46
今	橋	沿	道	12	0.051	0.0056	0.10	12	0.17	0.019	0.38

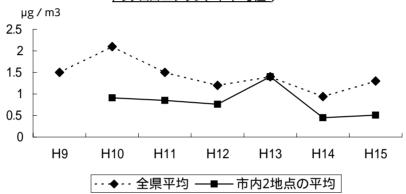
- 1 本	地点	+₩ +=	分類	ヒ素及び	その化合	物(単位:	ng/m³)	クロム及	びその化合	物(単位:	ng / m³)
神 旦	地点	IU 項	刀無	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均値	最小値	最大値
大	崎	一般	環境	12	1.2	0.13	4.6	12	8.3	0.25	37
今	橋	沿	道	12	1.1	0.089	4.7	12	4.5	0.80	16

= 本	地点	ᇸ	分類	ベリリウム	及びその化	合物(単位	:ng/m³)	マンガンス	なび そ の化t	合物(単位:	ng/m³)
神見	. 地 从	1U 19X	刀积	検体数	年平均値	最小値	最大値	検体数	年平均值	最小値	最大値
大	崎	一般	環境	12	0.078	< 0.036	0.25	12	42	1.8	130
今	橋	沿	道	12	0.076	< 0.036	0.44	12	17	3.9	84

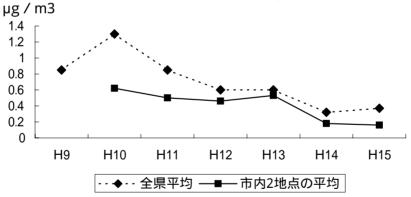
表2-生-6 環境基準が設定されている有害大気汚染物質の経年変化(全県平均との比較)



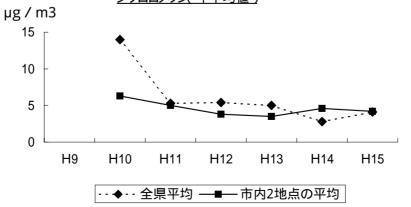
トリクロロエチレン(年平均値)



テトラクロロエチレン(年平均値)



ジクロロメタン(年平均値)



(4)降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下するばいじん、粉じん等である。平成15年度の年平均値は、1.2t/km²/月であった。

表 2 - 生 - 15 降下ばいじん経年変化

(年平均値)

測定年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
降下ばいじん量 (t/km²/月)	2.5	2.3	2.0	2.1	2.0	2.1	2.5	3.2	3.2	(1.2)

- (注1) 平成11年度より、愛知県農林会館豊橋分館(県設置)から豊橋市役所(市設置)へ測定地 点を変更した。
- (注2)デポジットゲージ法により採取を行った。
- (注3)平成15年度は、7月26日から8月26日まで欠測のため、参考値として()書きで示す。

(5)酸 性 雨

雨水のpHは、清浄な環境においても大気中に含まれる二酸化炭素との平衝により、25 ・1 気圧の条件下では5.6程度の弱酸性を示すと言われている。

平成14年度のpHの年平均値は、5.02であった。この値は、平成13年度の結果(4.85)よりも若干高い値であったが、14年9月に環境省が公表した「第4次酸性雨対策調査結果の取りまとめ」におけるpHの12年度の地点別平均値の範囲(4.51~6.15)と同程度であった。

表 2 - 生 - 16

調査地点 \ 年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
豊橋 (県環境調査センター) 東 三 河 支 所)	5.1	5.1	4.9	5.0	5.1	5.3	5.22	4.92	4.85	5.02

出典:大気汚染調査報告第32報~ 第41報。(県環境部)

(6) 工場・事業場の調査及び指導

ア・ばい煙・粉じん等の規制

工場・事業場に対する規制は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、一定規模以上の工場・事業場ごとに硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、規制対象となる特定施設からの排出ガス等に関する規制が定められている。

イ.届出の審査

平成15年度における大気汚染防止法に基づく届出は52件、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく大気関係の届出は88件あり、これらについて審査を行い必要な指導を行った。

ウ.立 入調査

法令等に基づく規制基準の遵守状況を監視するため、延べ115件について立入調査を実施し、 このうち、6件のばい煙測定を行うとともに、30件について、燃料の抜取り検査を行い必要な指 導を行った。

エ.燃料中の硫黄分測定結果

表 2 - 生 - 17

硫 黄 分(%)	0.1未満	0.1以上0.5未満	0.5以上	計
測定件数	0	24	6	30

(7) 光化学スモッグ

光化学スモッグの注意報等が発令されたときの対応は、豊橋市光化学スモッグ通報体制実施要領に基づき各関係機関と協力し、通報体制をとっている。

豊橋地区での発令は、市内の2箇所に設置された測定局のオキシダント濃度と気象状況から判断し、愛知県環境部が行うものであり、平成15年度は注意報等の発令はなかった。

なお、通報体制を図4 - 1 (P173) 図4 - 2 (P174)に示した。

注意報等の発令基準

光化学スモッグの注意報等は、オキシダント濃度の1時間値が次の各号のいずれかに該当する 濃度となり、かつ気象状況からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される。

イ.予 報	オキシダント濃度の 1 時間値	0.08ppm以上
口.注意報	<i>II</i>	0.12ppm以上
八.警報	<i>II</i>	0.24ppm以上
二.重大警報	<i>"</i>	0.40ppm以上

(8) アイドリング・ストップ

自動車は、通勤、通学、買い物など私たちの生活から切り離せないものとなっており、この便利 さの反面で大気汚染や騒音、悪臭などを引き起こし、地球温暖化の原因にもなっている。

こうした自動車交通に伴う環境への負荷を減らすため、愛知県は『県民の生活環境の保全等に関する条例』(平成15年10月1日施行)の中で、アイドリング・ストップの義務などについて規定している。本市においてもアイドリング・ストップの定着化を図るため、事業者に対してリーフレット配布等により普及啓発を行うとともに本庁舎に啓発のための懸垂幕を掲出し、市民に実践を呼びかけた。

(9)低公害車の普及促進事業

補助制度の概要

地球環境への配慮の必要性が高まる中で、環境にやさしい低公害車の普及は一段と強く求められている。本市では平成13年度より低公害車を購入し、一定の条件を満たしている市民に対して補助制度を設け、低公害車の普及を促進している。

補助 対象

- ・新たに低公害車を購入される個人の方で、低公害車の車検証に記載の登録年月日から数えて 1年以上前から引き続き市内に在住する方
- ・低公害車を購入する際、次の協会等から補助金を受ける方

協会等とは 財団法人日本自動車研究所

社団法人日本ガス協会

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

補助金額

車両本体購入価格の5%(千円未満切捨て)上限12万円

補助実績

・平成15年度 40台 全てハイブリッド自動車

(10)最新規制適合車等早期代替促進事業

補助制度の概要

事業者の方が、旧年式の貨物自動車等を自動車NOx・PM法による使用期限の末日の2年前までに最新の排出ガス規制に適合した自動車に買い替える際に、車両購入費の一部を補助する。この補助事業により、自動車からの排出ガスを低減し、大気環境の早期改善を図る。

補助対象

・対象となる自動車

普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、マイクロバス、特種自動車

・対象となる事業者等

市内に工場又は事業所を有する中小企業等の事業者で市税を完納している方

補助金額

自動車本体及び事業に必要な架装に要する購入経費の10%(千円未満切捨て)上限100万円。

補助実績

・平成15年度 91台 (普通貨物(47) 小型貨物(25) 特種自動車(19))